平成24年度 第2回

芦屋市都市計画審議会

資料

(資料一覧)

【 説明事項 】

【案件概略位置図】



阪神間都市計画 臨港地区の変更(兵庫県決定)

都市計画尼崎港臨港地区及び西宮港臨港地区の変更

(説明事項)

計 画 書

阪神間都市計画 臨港地区の変更 (兵庫県決定)

都市計画尼崎港臨港地区及び西宮港臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備考
尼崎西宮芦屋港臨港地区	約196.4ha	

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

兵庫県では、昭和39年以降、臨港地区の指定を行い、計画的な港湾施設の建設・管理運営や港湾にふさわしい土地利用の規制・誘導及び港湾環境整備により、港湾における諸活動の円滑化や港湾機能の確保を図ってきた。

このたび、尼崎西宮芦屋港臨港地区において、整備が完了した港湾の関連用地の適正な管理運営を図るため、船出地区、扇町地区、鳴尾地区、鳴尾西地区、甲子園地区、西宮地区及び南芦屋浜地区を新たに臨港地区に指定するとともに、東海岸町地区、甲子園浜地区及び浜町地区において、臨港地区を見直すものである。

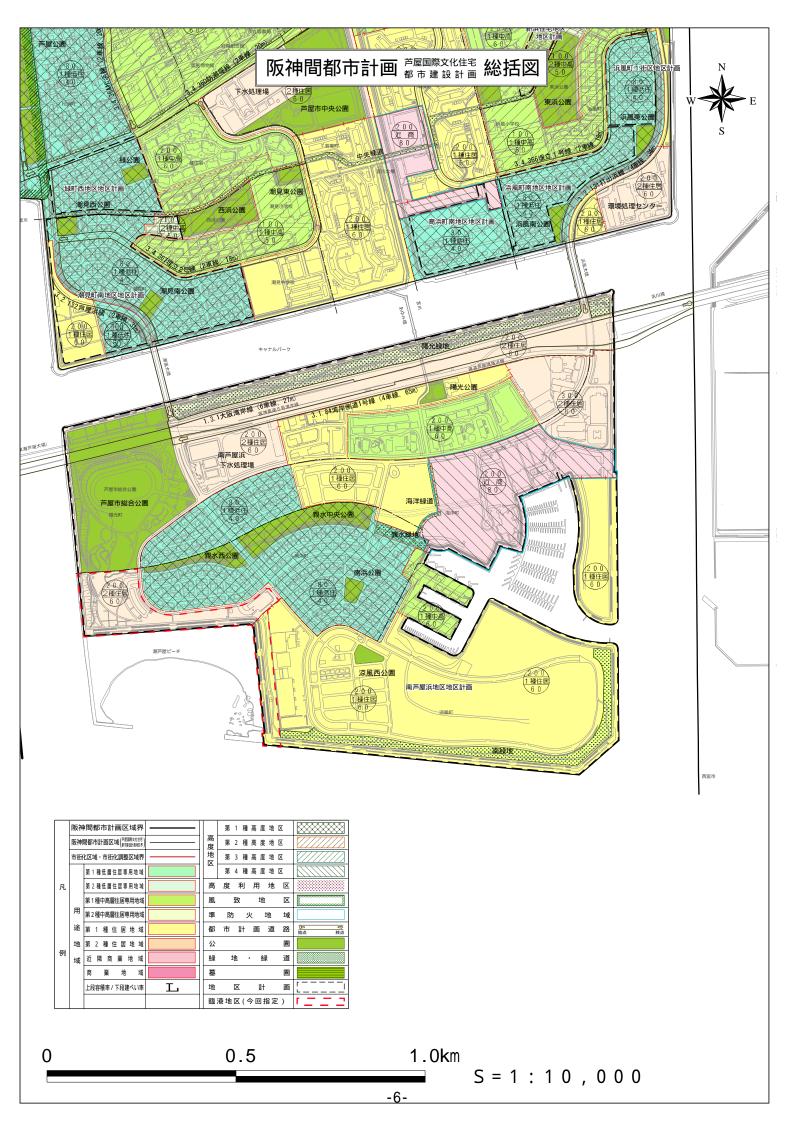
変 更 前 後 対 照 表

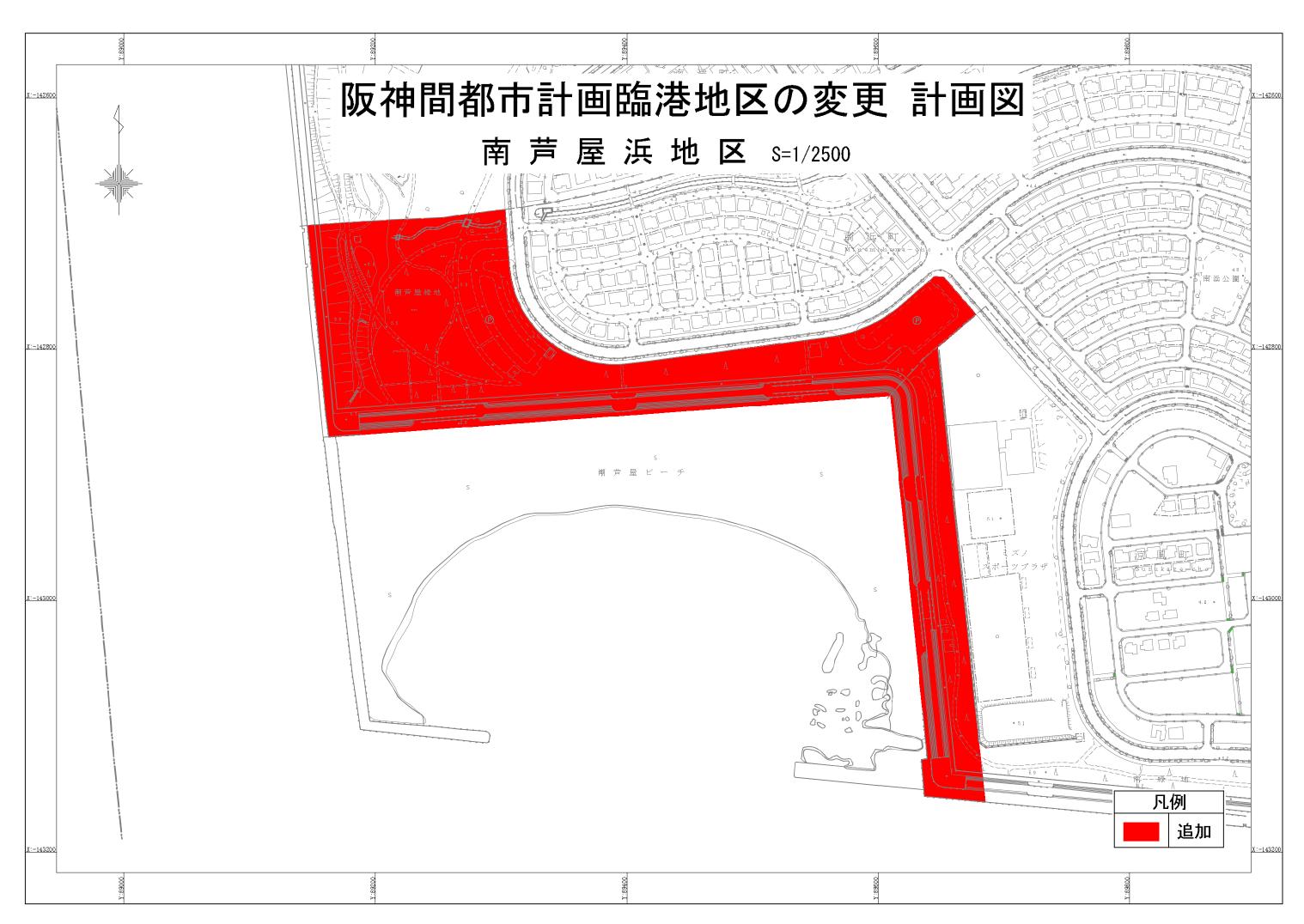
名称を変更するとともに、新たに臨港地区(109.0ha)を指定し、指定の見直し(0.8ha 減)をする。

变§	更前	変更後			
名 称	面積(ha)	名 称	面積(ha)	増減	
尼崎港臨港地区	約79.4	尼崎西宮芦屋港	約196.4	<i>4</i> 1 1 0 0 2 HB	
西宮港臨港地区	約 8.8	臨港地区	My 1 9 0 . 4	約108.2増	

《阪神間都市計画区域 臨港地区の内訳》

名 称	面積(ha)				
石 4小	変更前	変更後	増減		
尼崎西宮芦屋港臨港地区	約88.2	約196.4	約108.2		
・東海岸町地区	約69.5	約 70.1	約 0.6		
・船出地区	-	約 14.9	約14.9		
• 鶴町地区	約1.8	約 1.8	-		
・末広地区	約8.1	約 8.1	-		
・扇町地区	-	約 10.9	約10.9		
・鳴尾地区	-	約 2.5	約 2.5		
・鳴尾西地区	-	約 1.7	約 1.7		
・甲子園地区	-	約 32.7	約32.7		
・甲子園浜地区	約3.3	約 16.0	約12.7		
・西宮地区	-	約 27.0	約27.0		
・浜町地区	約5.5	約 4.8	約 0.7		
・南芦屋浜地区	-	約 5.9	約 5.9		





臨港地区の見直しについて(参考資料)

1 臨港地区制度について

都市計画の地域地区のひとつである臨港地区(法第8条第1項第9号)は,計画的な 港湾施設の建設・管理運営や港湾にふさわしい土地利用の規制・誘導及び港湾環境整備 により,港湾における諸活動の円滑化や港湾機能の確保を図ることを目的として,港湾 管理者の申し出に基づき都市計画に定めるものです。

2 臨港地区の見直しについて

兵庫県では,整備が完了した港湾の関連用地の適正な管理運営を図るため,平成22年度より県が管理運営する国際拠点港湾及び重要港湾から,順次,臨港地区の見直しを行うこととしています。一昨年度,見直しを行った東播磨港,昨年度,見直しを行った姫路港に引き続き,今年度は尼崎西宮芦屋港において見直しを行います。

3 臨港地区見直しの考え方

公共ふ頭等,港湾管理者が設置した施設について,原則として,以下の統一した考え 方により見直しを行います。

(1) 新規に臨港地区指定を行う地区

港湾管理運営のための公共ふ頭等(公共ふ頭・緑地)に限定し,指定する。

(2) 既に臨港地区が指定されている地区

ア 指定範囲の修正

公共ふ頭等については ,既指定の範囲を尊重し ,必要に応じて指定範囲に修正を加える。

イ 既指定範囲の存置

港湾関連用地(民有地)については,そのまま存置する。

ウ 指定の解除

住宅等で都市化し,将来的にも臨港地区として存続することが困難(不適切)と 思われる範囲は指定を解除する。

(3) (1)及び(2)共通事項

指定しようとする面積が 0.5ha 未満の地区については,下記の場合を除き,原則, 臨港地区の指定は行わない。

【地形的な要因で,河川,道路,又は埋立工法により施設機能が分離されているが,

一体の整備が施され,一体の施設として指定することが好ましい地区】

4 臨港地区の指定

臨港地区は,港湾管理者が管理すべき施設の範囲を示すもので,今回臨港地区を指定 しようとする尼崎西宮芦屋港は,昭和40年に臨港地区の指定が行われ,港湾における諸 活動の円滑化や港湾機能の確保が図られています。

このたび,尼崎西宮芦屋港において,整備が完了した港湾の関連用地の適正な管理運営を図るため,芦屋市では南芦屋浜地区の港湾緑地(約5.9ha)の範囲を指定するものです。

5 臨港地区内の規制

臨港地区が指定されると,港湾法第38条の2の規定により,以下の行為を行う場合は工事の開始の日の60日前までに港湾管理者に届出が必要となります。

兵庫県では,指定した臨港地区の適正な港湾運営を推進するため,港湾運営の支障となる構築物を規制することとし,必要な項目を定める「臨港地区の分区内における構築物の規制に関する条例」(平成23年3月17日 兵庫県条例第18号)を制定し,平成23年7月1日より施行されています。

分区を指定すると、分区された区域には、用途地域及び特別用途地域の用途規制が適用されず、分区による規制が適用されます。建ペい率、容積率、高さなどの規制については、分区の指定に関係なく、それぞれの用途地域による規制が適用されます。

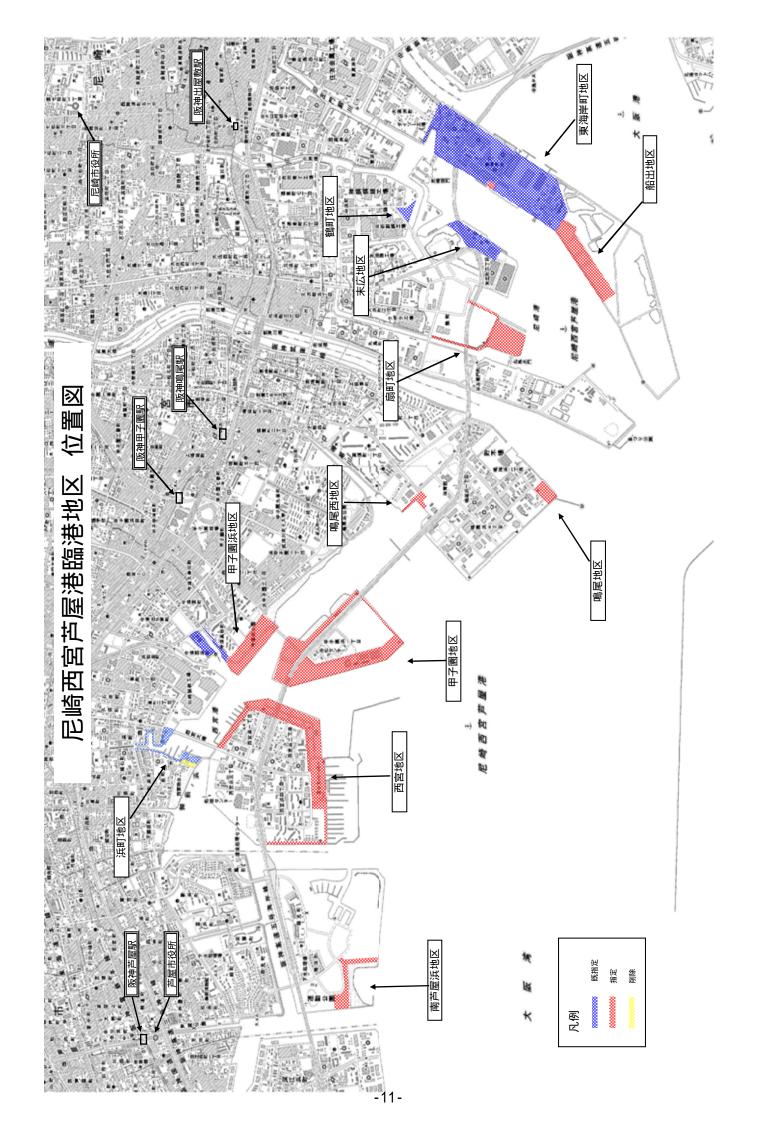
【届出が必要な行為】

- (1) 水域施設,運河,用水きょ又は排水きょの建設又は改良
- (2) 廃棄物処理施設の建設又は改良
- (3) 工場又は事業場の新設又は増設(床面積の合計 2,500 m²以上又は敷地面積 5,000 m²以上が対象)
- (4) 危険物取扱施設の建設又は改良
- (5) 揚水施設の建設又は改良

阪神間都市計画臨港地区 変更 一覧表

地区名	概要
東海岸町地区	尼崎市東海岸町付近の、昭和 40 年に臨港地区に指定した
	地区である。指定後、新たに整備した公共ふ頭を臨港地区
	に追加指定する。
船出地区	尼崎市船出付近の公共ふ頭及び緑地を臨港地区に指定す
	る。
扇町地区	尼崎市扇町付近の緑地を臨港地区に指定する。
鳴尾地区	西宮市鳴尾浜2丁目付近の公共ふ頭を臨港地区に指定す
	る。
鳴尾西地区	西宮市鳴尾浜1丁目付近の緑地を臨港地区に指定する。
甲子園地区	西宮市甲子園浜1丁目及び2丁目付近の公共ふ頭及び緑
	地を臨港地区に指定する。
甲子園浜地区	西宮市今津西浜町及び今津真砂町付近の、昭和 40 年に臨
	港地区に指定した地区である。指定区域内に存する市街化
	調整区域については、指定箇所から除外する。併せて、指
	定後、新たに整備した公共ふ頭及び緑地(同市甲子園浜3
	丁目及び浜甲子園4丁目)を臨港地区に追加指定する。
西宮地区	西宮市西宮浜1丁目及び2丁目付近の公共ふ頭、同1丁目
	に整備した西宮ボートパークに隣接した公共ふ頭及び同
	4丁目付近の新西宮ヨットハーバー施設並びにこれに隣
	接した緑地を臨港地区に指定する。
浜町地区	西宮市西波止町、泉町、前浜町、浜町及び鞍掛町付近の、
^	昭和 40 年に臨港地区に指定した地区である。住宅が密接
	した箇所及び指定区域内に存する市街化調整区域につい
the state of the s	ては、指定箇所から除外する。
南芦屋浜地区	
,	る。

[※] 鶴町地区及び末広地区については、変更なし。



-12-

臨港地区の分区内における構築物の規制に関する条例

(平成23年3月17日兵庫県条例第18号)

(趣旨)

第1条 この条例は、県が管理する港湾の臨港地区の分区の区域内における港湾法(昭和25年法律第218号)第40条第1項及び第3項の規定に基づく建築物その他の構築物(以下「構築物」という。)の規制に関して必要な事項を定めるものとする。

(禁止構築物)

第2条 港湾法第40条第1項に規定する条例で定める構築物は、別表の左欄に掲げる分区の区分に応じ、 それぞれ同表の右欄に定める構築物以外の構築物(知事が同表の左欄に掲げる分区における適正かつ 合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許 可したものを除く。)とする。

(補則)

第3条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第4条 港湾法第40条第1項の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第5条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務 に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰 金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に建設又は改築の工事中の構築物についての港湾法第40条第1項の規定の適用については、当該構築物は、既に建設され、又は改築されたものとみなす。 (分区の指定)
- 3 知事は、県が管理する港湾の臨港地区の分区について、港湾の整備及び利用の状況を踏まえ、この 条例の施行の日以降、順次指定するものとする。

(分区の指定の際の適用関係)

4 港湾法第39条第1項の規定による分区の指定の際現に建設又は改築の工事中の構築物についての同 法第40条第1項の規定の適用については、当該構築物は、既に建設され、又は改築されたものとみな す。

別表 (第2条関係)

分 区	構築物
商港区	1 港湾法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施
	設(危険物置場及び貯油施設を除く。)
	2 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事
	業、貿易に関連する事業及び海上運送又は港湾運送に附帯するサービスを提
	供する事業を行う者の事務所
:	3 荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設
	4 港湾の貨物に関連する卸売市場、トラックターミナルその他の流通業務施
	設 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :
	5 港湾の旅客又は貨物に関連する事業を行う者のためのガソリンスタンド
	6 国又は地方公共団体の官公署の事務所
工業港区	1 港湾法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号から第10号の2まで及
	び第12号に掲げる港湾施設
	2 原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又
	はその関連事業を行う者の工場(これに附属する研究施設を含む。)及び事
	務所
	3 国又は地方公共団体の官公署の事務所

漁港区	1 港湾法第2条第5項第2号、第4号、第5号及び第9号から第10号の2ま
	でに掲げる港湾施設
	2 漁船のための係留施設、燃料補給施設、給水施設及び給氷施設並びに漁船
	の造船施設及び修理施設
	3 漁具の補修又は保管に必要な施設
	4 水産物の卸売市場、水産物の処理、保管又は荷さばきに必要な施設及び水
	産物の加工施設
	5 漁業又はその関連事業を行う者及び漁業協同組合その他の漁業関係団体の
	事務所
	6 漁業に関係する者のための共同利用施設
	7 水産物(その加工物を含む。以下同じ。)を主たる原料又は材料とする料
	理を提供する飲食店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
	(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項に規定する
	風俗営業を営むものを除く。)及び水産物又は漁具の販売を主たる目的とす
	る店舗
·	8 国又は地方公共団体の官公署の事務所
保安港区	1 港湾法第2条第5項第2号から第6号まで及び第8号の2から第10号の2
	までに掲げる港湾施設
	2 危険物倉庫、危険物置場及び貯油施設
	3 危険物を取り扱う事業を行う者の事務所
	4 国又は地方公共団体の官公署の事務所
マリーナ港区	1 港湾法第2条第5項第2号から第5号まで、第7号、第8号の2、第9号
	及び第9号の3から第10号の2までに掲げる港湾施設
	│ 2 スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート、釣│
	り船、遊覧船その他の船舶(以下「レクリエーション用船舶」という。)の
	ための艇庫、用具倉庫及び船舶上架施設
	3 レクリエーション用船舶の利用者のためのクラブハウス、集会所及びスポー
	ーツ又はレクリエーション施設
	4 レクリエーション用船舶の利用者のための飲食店(風営法第2条第1項に
	規定する風俗営業を営むものを除く。)及び物品販売業を営む店舗
	5 国又は地方公共団体の官公署の事務所
修景厚生港区	1 港湾法第2条第5項第2号から第5号まで及び第9号から第10号の2まで
	に掲げる港湾施設
	2 港湾その他の海事に関する博物館、展示施設、展望施設その他これらに類す
	る施設
	3 スポーツ又はレクリエーション施設
	4 1から3までに掲げる施設の利用者のための飲食店(風営法第2条第1項
	に規定する風俗営業を営むものを除く。)及び物品販売業を営む店舗
	5 国又は地方公共団体の官公署の事務所

港 湾 法 (抜粋) (昭和25年5月31日法律第218号) (分区内の規制) ·

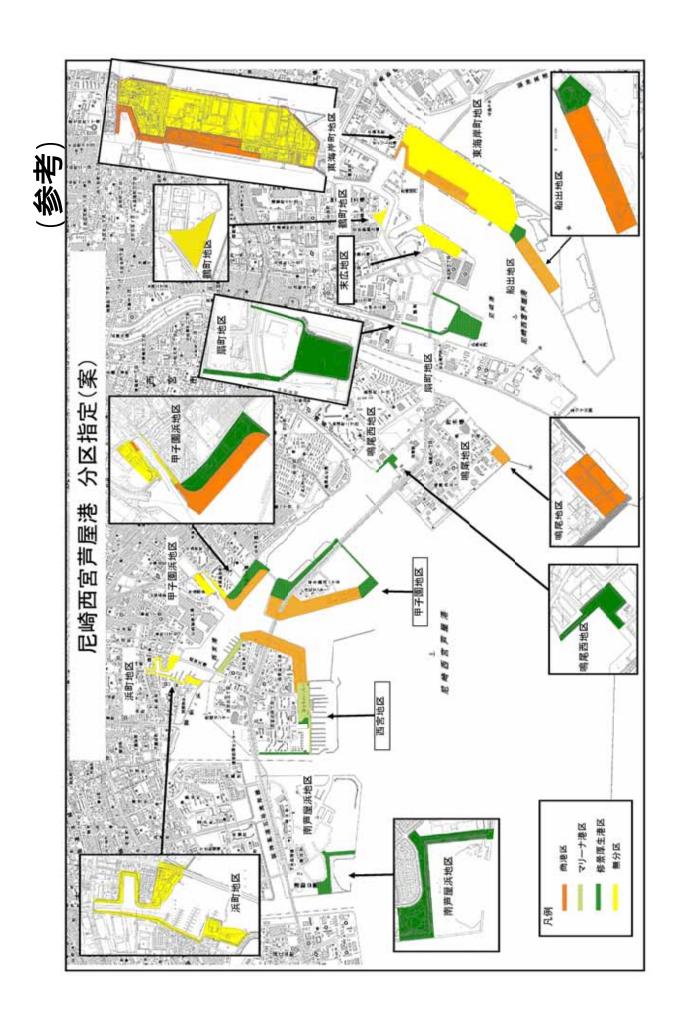
第40条 前条に掲げる分区の区域内においては、各分区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物であつて、港湾管理者としての地方公共団体(港湾管理者が港務局である場合には港務局を組織する地方公共団体であつて当該分区の区域を区域とするもののうち定款で定めるもの)の条例で定めるものを建設してはならず、また、建築物その他の構築物を改築し、又はその用途を変更して当該条例で定める構築物としてはならない。

2 略

3 第1項の地方公共団体は、条例で、同項の規定に違反した者に対し、30万円以下の罰金を科する 旨の規定を設けることができる。

分区内において建設等が可能な構築物一覧

中国	 	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	Τ		l	1	 -	1	
	<u> </u>	T	構築物 物质性 医动物 计数据 计图 二二甲 雜農 相	商港区	工業港区	漁港区	保安港区	マリーナ港区	掺 景厚生港区
#2			防、突堤、胸壁	Ō	0	0	0	0	0
5号 放行補助施設 部高福振 始節の入出港のための信号框窓、領明施設、港		3号 係留施設		0	0	×	0	0	0
一		4号 臨港交通施設			0	Ο,	0	0	Ο.
市		5号 航行補助施設		0	0	0	0	0	0
市	港湾	6号 荷さばき施設	固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地、上屋	0	0	×	0	×	×
日子 保管施設 日本	施	7号 旅客施設	旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所、宿泊所	0	×	×	×	0	×
高茂 一部	_	8号 保管施設	倉庫、野積場、貯木場、貯炭場	0	₹ O	×	×	×	×
2 会 9	湾		危険物置場、貯油施設	×	0	×	×	×	×
第 連通公置的上級党	2			0	0	×	0	0	×
日本の2	条第	9号	汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯そ	0	0	0	0	0	0
港湾関連施設 機の上のの施設 機の上のの施設 日の 港湾関連施設 機の上のの施設 担当を設していません。 日の 港湾管理施設 理の上めの施設 理の上めの施設 理の上めの施設 理の上めの施設 理の上めの施設 理の上めの施設 を動式荷皮機様、移動式筋容果降用施設 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日の 日	5	9号の2 廃棄物処理施設	廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄 物破砕施設、廃油処理施設その他の廃棄物処理のための		0	0	0	×	0
10号 港湾厚生施設 料照生施設 10号の2 港湾管理施設 10号の2 港湾管理施設 10号の2 港湾管理施設 10号の2 港湾管理施設 移動式商送機械 移動式旅客果降用施設 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				0	0	0	0	0	0
10号の2 港湾管理総接 港湾管理用発所、港湾管理用投材倉庫その他の港湾の管			船舶乗組員及び港湾労務者の休泊所、診療所その他の福	0	- 0	. 0	0	0	0
12号 移動式施設 移動式荷後機械、移動式旅客乗降用施設			港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管	0	0	0	0	0	0
海上運送事業、港海運送事業、倉庫業、道路運送事業、食物運送取扱事業、貿易に関連する事業、海上運送又は港湾運送に開稿するサービスを提供する事業 名と × × × × × × × 水 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※			移動式荷役機械、移動式旅客乗降用施設	0	0	×	×	×	×
別に関連する事業、海上運送又は港湾運送に附帯するサービスを提供する事業	官公署	国又は地方公共団体	の官公署の事務所	0	0	0	0	0	0
事務所 漁業又はその関連事業を行う者及び漁業協同組合その他の漁業関係団体の事務所	Į.	易に関連する事業、治		0	×	×	×	×	×
工場等 原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又は その関連事業を行う者の工場におに附属する研究施設を含む。) 及び事務所 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※		漁業又はその関連事	業を行う者及び漁業協同組合その他の漁業関係団体の事	×	×	0	×	×	×
上物等 その関連事業を行う者の工場(これに附属する研究施設を含む。) 及び事務所 ※		危険物を取り扱う事業	を行う者の事務所	×	×	×	0,	×	×
漁船のための係留施設、燃料補給施設、給水施設及び給氷施設並びに漁船の造 ※ ※ ○ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	工場等			×	0	×	×	×	×
漁業関係を設定しています。 「漁業関係を設定しています。 「漁業関係を設定しています。 「漁業関係を設定しています。 「漁業に関係する者のための共同利用施設		漁船のための係留施設、燃料補給施設、給水施設及び給氷施設並びに漁船の造		×	×	0	×	×	×
保施設 水産物の卸売市場、水産物の処理、保管又は荷さばきに必要な施設及び水産物 × × × ○ × ×	ļ I			×	×	0	×	×	×
漁業に関係する者のための共同利用施設			k産物の処理、保管又は荷さばきに必要な施設及び水産物	×	×	0	×	×	×
施設 売映物信車、元映物信場及び肝油施設			とめの共同利用施設	×	×	0	×	×	×
マリーナ 施設 スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート、釣り船、遊覧船 × × × × ○ で他の船舶のための艇庫、用具倉庫及び船舶上架施設 スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート、釣り船、遊覧船 その他の船舶の利用者のためのクラブハウス、集会所及びスポーツ又はレクリ × × × × ○ ではき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設 ○ × × × × × × × × × × × × × × × × × ×		危険物倉庫、危険物	 置場及び貯油施設	×	×	×	0	×	×
施設 スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート、釣り船、遊覧船 その他の船舶の利用者のためのクラブハウス、集会所及びスポーツ又はレクリ × × × ×		スの地の飲給のももの経度 甲目金度なが飲めも加快気		×	×	×	×	0	×
荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設	施設	その他の船舶の利用	ーションの用に供するヨット、モーターボート、釣り船、遊覧船 者のためのクラブハウス、集会所及びスポーツ又はレクリ	×	×	×	×	0	× .
港湾の旅客又は貨物に関連する事業を行う者のためのガソリンスタンド			ទ施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設	0	×	×	×	×	×.
水産物(その加工物を含む。以下同じ。)を主たる原料又は材料とする料理を提供する飲食店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業を営むものを除く。)及び水産物又は漁具の販売を主たる目的とする店舗飲食店(風営法第2条第1項に規定する風俗営業を営むものを除く。) ************************************		港湾の貨物に関連す	る卸売市場、トラックターミナル及びその流通業務施設	0	×	×	×	×	×
する飲食店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業を営むものを除く。)及び水産物又は漁具の販売を主たる目的とする店舗飲食店(風営法第2条第1項に規定する風俗営業を営むものを除く。) ************************************		港湾の旅客又は貨物	に関連する事業を行う者のためのガソリンスタンド	0	×	×	×	×	×
物品販売業を営む店舗 × × × × ○ (港湾その他の海事に関する博物館、展示施設、展望施設その他これらに類する施 × × × × × (スポーツ又付しのは下できてい体語	その他	する飲食店(風俗営業 律第122号)第2条第	等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法 項に規定する風俗営業を営むものを除く。) 及び水産物又	×	×	0	×、	×	×
港湾その他の海事に関する博物館、展示施設、展望施設その他これらに類する施 設		飲食店(風営法第2条	第1項に規定する風俗営業を営むものを除く。)	×	×	×	×	0	0
設してポーツ又付しカリエーション体部		物品販売業を営む店舗	ifi	×	×	×	×	0	0
7.ポーツ∇付し/7月7>>			関する博物館、展示施設、展望施設その他これらに類する施	×	×	×	×	×	0
-15- × × × × × × × × × × × × × × × × × × ×			ーション施設 -15-	×	×	×	×	×	0



く参考>

港湾法

(分区の指定)

第39条 港湾管理者は、臨港地区内において左の各号に掲げる分区を指定することができる。

1. 商港区 旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域

2. 特種物資港区 石炭、鉱石その他大量ばら積を通例とする物資を取り扱わせることを目的とする 区域

3. 工業港区 工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域

4. 鉄道連絡港区 鉄道と鉄道連絡船との連絡を行わせることを目的とする区域 5. 漁港区 水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域

6. バンカー港区 船舶用燃料の貯蔵及び補給を行わせることを目的とする区域

7. 保安港区 爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域

- 8. マリーナ港区 スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船 舶の利便に供することを目的とする区域
- 9. 修景厚生港区 その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生の増進を図ることを目的とする 区域
- 前項の分区は、当該港湾管理者としての地方公共団体(港湾管理者が港務局である場合には港務 局を組織する地方公共団体)の区域の範囲内で指定しなければならない。

(分区内の規制)

第40条 前条に掲げる分区の区域内においては、各分区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築 物であって、港湾管理者としての地方公共団体(港湾管理者が港務局である場合には港務局を組織する地方公共団体であって当該分区の区域を区域とするもののうち定款で定めるもの)の条例で定めるものを建設してはならず、また、建築物その他の構築物を改築し、又はその用途を変更して当 該条例で定める構築物としてはならない。

港務局を組織する地方公共団体がする前項の条例の制定は、当該港務局の作成した原案を尊重し

てこれをしなければならない。

第1項の地方公共団体は、条例で、同項の規定に違反した者に対し、30万円以下の罰金を科する 旨の規定を設けることができる。

(違反構築物に対する措置)

第40条の2 港湾管理者は、前条第1項の規定に違反して建設され、又は改築若しくは用途の変更に より同項の条例で定める構築物となった建築物その他の構築物については、その所有者又は占有者 に対し、当該構築物の撤去、移転若しくは改築又は用途の変更をすべきことを命ずることができる。

港湾管理者は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成5年法律第88 号) 第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければな らない。

前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第17条第1項の規定により当該命令に係る利害関係人が当該 聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(有害構築物の改築等)

第41条 港湾管理者は、分区内に存する建築物その他の構築物が、第四十条第一項の条例の制定施 行によりその条例に定められたものに該当するに至り、且つ、当該分区の目的を著しく阻害するときは、当該構築物の所有者又は占有者に対し、当該構築物の改築、移転又は撤去をすべきことを命ずることができる。

前条第二項及び第三項の規定は、港湾管理者が前項の命令をしようとする場合に準用する。

第一項の規定による命令によって生じた損失に対しては、港湾管理者は、当該構築物の所有者又 は占有者に対し、その命令がなかったならば通常生じなかった損失及び通常得らるべき利益が得ら れなかつたことによる損失を補償しなければならない。

前項の規定により補償を受けることのできる者が金額の決定について不服があるときは、その金 額の決定の通知を受けた日から六箇月以内に、港湾管理者を被告として、訴えをもつて金額の増加

を請求することができる。

9 平成25年度 2 議会 (臨港地区公表 事前説明) 臨港地区告示 分区指定告示 4 က 県都計審 各市<u>都</u>計審 (本審) α 都計法による 臨港地区指定案 縦覧(2W) 地港審(指定案) 都計法による 臨港地区指定案 縦覧(2W) 意見照会 各市都計審 (事前審) 12 屋港臨港地区指定スケジュール 指 案 記 認 7 議会 (パプコメ実施報告) 素案申∪出 地港審 平成24年度 説明会·公聴会 10 指定案の パブコメ 6 議会 (パブコメ実施 説明) ∞ 説明会·公聴会 開催 広報掲載依頼 知事協議 / 9 指定図案作成 関係者個別説明 尼崎西宮芦/ 2 指定图案 説明 指定図案 協議 4 指定図案協議 က 平成23年度 $^{\circ}$ 現地調査 臨港地区説明 12 芦犀市 県都市計画課との調整 臨港地区指定 西宮市、 Ш 泗 尼崎市、 との調整 地元 港湾管理者

-18-

